

国立病院機構新潟病院

障害者総合支援法 「療養介護」のご案内

➤ 重症心身障害の方へのご案内

➤ 筋ジストロフィー・ALS等、神経筋疾患の方へのご案内



独立行政法人国立病院機構新潟病院
障害者総合支援法 「療養介護」のご案内
-重症心身障害病棟（4病棟5病棟）-



国立病院機構新潟病院の障害者総合支援法による「療養介護」契約による患者さんの生活のご案内です

対象：**重症心身障害**/筋ジストロフィー・ALS等神経筋疾患の方/お住まいの市町村が認め対象となった18歳以上の方



<お問合せ先>

〒945-8585新潟県柏崎市赤坂町3番52号
独立行政法人国立病院機構新潟病院
療育指導室
TEL.0257-22-2126(内線3340)

写真サークル参加者撮影

対象となる方の例

◆ 対象となる方の例

診断名：脳性麻痺、てんかん等

障害支援区分：5以上

医療的ケア：人工呼吸器を使用され、胃ろうによる栄養管理をされている方等

生活面：移動に車いすを利用され、着替えや排泄、入浴等、生活のほとんどの場面で介助を必要とする方、お話をしたり意思を伝えることが困難な状況の方

その他：子どもの時期（18才まで）に児童相談所による重症児判定を受けたことがある方

※療養介護の利用可否については市町村の判断によるところが大きく、上記と同様の状態像であっても療養介護の対象とならない場合も考えられます。個別具体的なご相談は市町村と協議を重ねていきます。

障害者総合支援法

療養介護は障害者総合支援法に基づくサービスの一つです

「療養介護」とは

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、

病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

対象者（＊18歳以上の方）

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者。

- ① 気管切開に伴う呼吸器管理を行っている患者で障害支援区分6の者
 - ② 障害支援区分5以上で下記の者
 - ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - ・医療的ケアスコアが16点以上
 - ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上
 - ・行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的スコア8点以上
 - ・その他、上記に準ずる者として市町村が認めた者
-

病棟生活の流れ

～重症心身障害病棟～

時間	月	火	水	木	金	土	日
6:00	起床						
7:00	洗面、整容 等						
8:00	朝食						
9:00	トイレ/車椅子乗車						
10:00		入浴			入浴		
11:30	昼食						
	安静/トイレ/車椅子乗車						
14:00		入浴			入浴		
17:00	夕食						
	洗面、整容、トイレ 等						
18:00	自由時間						
20:00	安静						
21:00	就寝						

入浴は週2回、火曜日、金曜日です。
カレンダーによりましては変更される場合
もございます。

平日はご本人の年齢や状態像に応じた療育活動が支援されます。個別活動、グループ活動、誕生会、外出支援、季節の行事等、年間を通じて様々な活動に参加することができます。

* 必要な医療、看護ケアや検査等は緊急時を除き、可能なかぎりご本人の活動日課に合わせて対応いたします

病棟生活の様子 ～重症心身障害病棟～

主に保育士、児童指導員が中心となりご本人のご意向に応じた活動を支援しています。様々な活動の一部をご紹介します



季節にちなんだ活動、グループ活動、個人での活動を行っています。

車いすで乗れるリフトバスが3台あります。
ドライブに出かけることができます！



病棟生活を支える領域

医療

生活の充実には体調管理が重要です。
毎日の体調管理のほか定期検査の実施、
すぐに医師の診察を受けることができます。

看護ケア

医療ケアと共に生活支援を行います。趣味やご希望の活動が行えるよう療育指導室やリハビリ等、様々な職種と連携しています。

リハビリ

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご本人に合わせたプログラムを提供しています。車椅子等の作製や修理のご相談にも応じています。

栄養管理

週2回の選択食、季節に合わせた行事食を提供し、食事を楽しんでいただけるようにしています。

日中活動

主に保育士や児童指導員が中心となり個別活動、季節行事、外出支援、オンライン面会等、ご希望に応じて活動を支援いたします。

1ヶ月の利用料金

1ヶ月の自己負担額は、患者本人及び配偶者の前年1年間の保険情報や収入情報、各種証書等を加味し、市町村が算出します。また、1ヶ月の日用品費(歯ブラシ、オムツ等、病棟全体で購入するもの)については年度ごとに必要な額の算出を行い、自己負担していただいています。

福祉サービス費

- 生活保護 0円
- 低所得 0円
- 一般 37,200円

療養介護医療費

- 生活保護 0円
- 低所得1 (障害年金2級) 15,000円
- 低所得2 (障害年金1級) 24,600円
- 一般 (重度障害者) 37,200円
- 一般 40,200円

食事療養費

- 生活保護 医療券に含む
- 非課税 (非課税世帯で91日以上入院、標準負担額減額認定証がある方) 14,880円
- 非課税 (非課税世帯で標準負担額減額認定証がある方) 19,530円
- 一般 (指定難病受給者) 24,180円
- 一般 (課税世帯) 42,780円

日用品費

- 入浴に関する経費 (シャンプー、ボディーソープ等)
- 口腔ケアに関する経費 (電動歯ブラシ等、歯磨き粉)
- タオル類の経費
- 理髪等
- オムツ等
- ペーパー類 (ティッシュペーパー等)
- 予防接種 (インフルエンザ予防接種)
- 活動や行事等の費用

* 日用品費は年度ごとに算出します